

平成28年（行ウ）第161号，平成29年（行ウ）第43号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 松下照幸 外72名  
被告 国

## 準備書面（60）の要旨の陳述

2021（令和3）年1月28日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

### 第1 本準備書面の意味

本書面では、2020（令和2）年7月から同年12月までの新聞記事にされた本訴訟や本件原発に関する出来事と、それがどの様に本訴訟に関するのにかにつき、要点をまとめて述べることに致します。

### 第2 本訴訟と関係する出来事

#### 1 高浜1，2号機、美浜3号機について

① 9月、関電が美浜3号機と高浜1号機について、再稼働に向けた主要な安全対策工事が同日完了したと発表しました（甲G846）。

高浜町議会は再稼働に同意すると表明しましたが、同意する背景には、高浜町の人口約1万人のうち高浜原発で働く社員・作業員が約4千人、町の歳入に法人町民税など原発マネーが6割近くを占める状況に「原子力がなければ暮らしが成り立たない。共存しか選択肢はない」との「原発城下町」と称される街で生きる人たちの事情があります（甲G883）。

② 10月、高浜3，4号機の火山の降灰対策が不十分だとして、福井、愛知、など5府県の9人が、国を相手取り、両号機の停止命令を出すよう求めて名古屋地裁に提訴しました（バックフィット訴訟）。

その中で原告らは、規制委が出した3原発のバックフィット命令は、安全対策を講じる期限も設けられておらず、規制委の裁量の逸脱や乱用があると主張しています（甲G858）。

## 2 原発及びその関係施設のトラブル、問題点等

- ① 9月、定期検査中の大飯3号機で、蒸気発生器と原子炉をつなぐ配管周辺を超音波で調べたところ、加圧器に分岐する配管に傷を示す信号が確認されました（甲G841）。
- ② 10月、東電が柏崎刈羽7号機につき、地元の同意前にもかかわらず核燃料を原子炉に装填する検討をしています（甲G857）。
- ③ 11月、定期検査中の高浜4号機の蒸気発生器を調べたところ、金属片などの異物混入が原因で、放射性物質を含む一次系冷却水が通る細管4本の外側に傷が見つかりました（甲G882）。

## 3 原発（及びその関連施設）が持つ問題性

- ① 8月、原発の安全対策費が、電力11社の合計で少なくとも5.2兆円にのぼることがわかりました。原発を稼働させるために莫大な税金が使われています（甲G828）。
- ② 同月、北海道寿都町が高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場「文献調査」への応募を検討するとし、初の説明会が開催されましたが、住民の賛否は聞かれず、町と住民双方に不満が残りました。また、町民百人に、応募の賛否を尋ねたアンケートで、反対が57%に上り、最終処分場の受け入れについても反対が67%を占めました。

そして、この2町村が文献調査を経て概要調査に進むのか、最終的に建設地になるのかどうかは現時点で見通せておらず、道内の世論が容認に傾く可能性は低いと見られています（甲G830）。そもそも、応募を後押しした「科学的特性マップ」自体の中身がかなり大まかで曖昧であるため、適地を示しているとは言えないとして、専門家も「どちらも特に問題のある場所」と疑問視しています（甲G865）。

- ③ 同月、関電が美浜3号機と高浜1号機の再稼働が、労災事故が相次いだことなどから、早くても本年（2021年）1月と3月になることを明らかにしました（甲G834）。
- ④ 同月、イランのウラン濃縮施設で7月に起きた火災の原因が「破壊工作」であったとイランの原子力庁報道官が明らかにしました。原子力施設はテ

ロの標的となるため大変危険であることがわかります（甲G835）。

⑤ 10月、原発のテロ行為を想定した「特定重大事故等対処施設」（特重施設）の関電、四電、九電の3社の総工費が合計1兆円弱に上り、安全対策費の4割超を占めること明らかになりました。これは、当初より3千億円以上増加しており、施設の工事は大規模化、長期化して、今後も費用が膨らむ可能性があるとのことです（甲G869）。

⑥ 11月、日本で初めて稼働した茨城県東海村の核燃料「再処理工場」で廃止作業が進んでいますが、約25年の稼働に対し廃止作業には3倍の時間がかかり、費用も9900億円の税金が使われること、また、ガラス固化された核のごみは持って行く場がなく、最終処分場はこれから決めるとされています（甲G888）。

#### 4 福島第一原発事故と未だ続くその被害

① 8月、東日本大震災の直後、米艦隊の「トモダチ作戦」で、原子力空母「ロナルド・レーガン」の乗組員だった兵士たちの中には、活動中に被ばくし、がんや白血病などを発症し、これまでに十数人の死者が出ているなど、米兵にまで甚大な放射能被害が及んでいることが知られていない事実があります（甲G833）。

② 10月、福島第一原発事故の後、復旧や廃炉などに関連した作業に携わった作業員らの労災認定が、9年半余りで269件に上ることが分かりました。

被ばくによるがんや過労死が理由の認定もあり、作業員が厳しい環境で働く実態が浮き彫りになっています。被ばくから発症まで時間がかかるケースも多く、今後も認定が増える可能性があります（甲G872）。

③ 11月、福島第一原発でたまり続けるトリチウムなどが残る処理水を政府は海洋放出する方針を決めようとしています。総量規制がないことや、流す前提で話が進んでいることに対し、地元福島の漁業関係者が「漁師がいなくなる」「今トリチウム流したら、魚を食べなくなると思うよ。福島の漁業はやる人いなくなると。自殺者が出るよ」と反対の声を上げています（甲G891）。

#### 5 原発推進側の原発維持のための問題のある対応や施策等

① 8月、関電の役員報酬の補填問題をめぐり、当初から補填の隠蔽を前提に準備を進めていたことがコンプライアンス委員会の調査で判明しまし

た。関電には自社に不利なことは隠蔽する体質があります（甲G831）。

② 10月、関電の金品受領問題の再調査結果、関電とグループ会社の元幹部7人が総額303万円以上の金品を、森山元助役から受け取っていたという不祥事がさらに明らかになりました（甲G860）。

③ 9月、「東日本大震災・原子力災害伝承館」が、館内で活動する語り部が話す内容について、国や東京電力の批判などをしないよう求めていることがわかりました。そのため「誹謗中傷はともかく、被害者である私たちが加害者である東電や、国を批判的に語れないのはおかしい」と、語り部から戸惑いの声があがっています（甲G848）。

6 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと

① 7月、経済同友会が、太陽光や風力などの再生可能エネルギーが発電量に占める割合を、2018年度の17%から30年に40%に高めるべきだとする提言をまとめましたが、経済同友会ですら再エネの比率を高めるべきだと述べていることがわかります（甲G827）。

② 8月、環境省が、離島で太陽光や風力などの再生可能エネルギーで電力の自給を目指す実証事業に乗り出すことを決めました（甲G836）。

③ 9月、日立製作所が、安全対策費の増加のため英国での原発新設計画から完全撤退する方針を固めました。これで、我が国の原発輸出の具体的案件は全てなくなったこととなります（甲G845）。

④ 同月、国内の総発電量に占める再生可能エネルギーの割合が2020年上半期（1～6月）では、前年に比べ18.6%も増え、全体の23.1%に達していたことが国際エネルギー機関（IEA）の集計で分かりました。

政府は30年度までに再生エネの比率を「22～24%」にする目標を掲げていますが、これにより目標の引き上げを求める声が強まる可能性があります（甲G851）。

⑤ 同月、世界全体の再生可能エネルギーによる発電量が昨年、初めて原発を上回ったとする報告書をフランス、日本、英国などの国際チームがまとめました。太陽光や風力が急増する一方、原発は先進国で廃炉の動きが相次ぐなど停滞が目立っています（甲G852）。

⑥ 10月、東京電力パワーグリッドが、再生可能エネルギーの大量導入に

備えて、送電線を有効活用する「ノンファーム型接続」という仕組みを管内の全域に広げていくと発表しました。これにより再生エネの導入を早められ、経済性も高まることから、経済産業省もこの仕組みを2021年中に全国に広げたい考えです（甲G863）。

- ⑦ 11月、梶山経産相が、今後10年程度は原発の新增設や建て替えは進められない、また福島での事故以降の原発をめぐる状況について、「信頼回復できていないのが現状だ」との考えを示しました（甲G876）。
- ⑧ 同月、反原発を訴える市民らが、毎週金曜日に名古屋市の中部電力本店前に集まって「福島の事故を忘れてはならないと」反原発を訴えてきた「金曜行動」が、13日で通算400回に達しました（甲G879）。
- ⑨ 同月、欧州連合（EU）の行政を担う欧州委員会が、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、2050年までに洋上風力発電の能力を原発300基に相当する300ギガワットに引き上げる目標を発表しました（甲G880）。

## 7 訴訟について

- ① 9月、福島第一原発事故の集団訴訟で、仙台高裁が東電と国の責任を認め、一審より救済範囲を約2倍に拡大した判決を下しました。これは国の責任を認める初の高裁判決で、国の賠償範囲も1審の「国は東電の2分の1」に対し、両者の間に差を認めませんでした（甲G854）。

全国で約三十ある同種訴訟のうち、国、東電の両者を相手取った初の高裁判決で各地の同種訴訟に影響を与える可能性があります（甲G855）。

- ② 12月、関電の大飯3、4号機について、国の設置許可を取り消すよう求めた行政訴訟の判決で、大阪地裁が許可を取り消す判決を出しました（甲G893）。その中で、国が耐震性を判断する際に想定する地震の算定について、「看過しがたい過誤、欠落がある」と強い言葉で非難し、福島第1原発事故を受け原発の耐震基準などが厳格化された国の安全審査の根幹に疑問を突きつけました（甲G894）。

また、国内の原発の大半はこの大飯原発と同様の方式で基準地震動が算定されているため、規制委は重く受け止めるべきとされており、全ての原発で地震想定を見直すための議論が始まるだろうとされています（甲G896）。

### 第3 記事全体の特徴、まとめ

#### 1 今回の新聞記事の特徴

特に、今回の記事で特筆すべきものが、大きく3つあります。

まず一つ目は、

2020年の上半期の再生可能エネルギーの割合が、前年に比べ大幅に増えたことです。総電力に占める割合は前年に比べ18.6%も増え、全体の23.1%に達していました。

さらに、世界全体でも、再生可能エネルギーによる発電量が昨年、初めて原発を上回りました。また、経済同友会ですら太陽光や風力などの再生可能エネルギーが発電量に占める割合を、2018年度の17%から30年に40%に高めるべきだとする提言をまとめました。

このように、再エネの急激な増加で、原発による発電が不要で時代遅れになってきているのです。

また、2020年11月3日には、定期検査のため関電の大飯4号機が停止し、同社の稼働中の原発がゼロになるだけでなく、国内で稼働しているのは佐賀県の玄海4号機のみとなっています。それでも電力不足とは言われていません。もはや原発がなくても電力は足りていることを十分理解して頂きたい、危険な原発を動かす必要性は全くないのです。

二つ目は、

震災や原発事故の教訓を伝える目的で福島県双葉町に開館した「東日本大震災・原子力災害伝承館」が、館内で活動する語り部が話す内容について「特定の団体」の批判などをしないよう求めていることです。

驚くべき事は、その対象が国や東京電力も含まれていることです。語り部からは「誹謗中傷はともかく、被害者である私たちが加害者である東電や、国を批判的に語れないのはおかしい」「(事業費を全額負担する)国への忖度があるんだろう」「東電から精神的苦痛を受け、国にも怒っている。自分にとってはそれが真実。自分の思いを伝えることが批判に当たるならば、語り部を辞める」との声が聞かれています。当然ではないでしょうか。

原発事故をめぐっては、国会や政府の事故調査委員会がそれぞれ「事故は『自然災害』ではなくあきらかに『人災』と報告し、裁判所も東電や国の責任を認めています。それにも関わらず、事故から10年経っても、地元福島の伝承館でさえこのような状態なのです。驚くべき事です。

三つ目は、

1 2月4日に大阪地裁が、関電の大飯原発3、4号機について、国の設置許可を取り消す判決を出したことです。

この判決の中で裁判所は、国が耐震性を判断する際に想定する地震の算定について、「看過しがたい過誤、欠落がある」と強い言葉で非難し、福島第1原発事故を受け原発の耐震基準などが厳格化された国の安全審査の根幹に疑問を突きつけました。そして、本件原発もそうですが、国内の原発の大半は大飯原発と同様の方式で基準地震動が算定されているため、全ての原発で地震想定を見直すための議論がなされるべきこととなります。規制委員会も裁判所もこの判決を強くかつ重く受け止めるべきと考えます。なお、この判決と本件訴訟の関連性については、次回期日に準備書面で詳しく主張する予定です。

## 2 まとめ

今回特に強く申し上げたいのは、福島原発事故の風化です。いや風化というより隠蔽と言った方がよいかも知れません。あと2ヶ月足らずで、あの3.11から10年となります。日本人は、喉元すぎればとの言葉があるように、過去の反省を忘れやすいと言われていますが、今回の記事の中にあつた福島県双葉町に開館した「東日本大震災・原子力災害伝承館」の問題は極めて重大な問題です。

被害を受けた福島の、それも原発事故を二度と起こしてはならないとの教訓と反省の元に建てられた「原子力災害伝承館」において、東電や国を批判をするようなことを言うてはいけないとされているのです。この国はどうなっているのでしょうか。一番伝えなければならないことを伝えてはいけないとしている、言葉を換えれば責任を隠そうとしている、としか言いようがないのではないのでしょうか。それが、現在の我が国の現状です。

あの震災で、三陸地方では津波の被害を逃れた人がたくさんいましたが、それは何百年も昔から伝わる「津波てんでんこ」（大地震がきたら一刻も早くめいめいが高台へ逃げろ）の言い伝えがあり命が守られたからです。しかし、今はわずか10年で、原発事故の原因さえ語ってはいけないことになっているのです。これで同じような事故が今後本当に防げるのでしょうか。また、同じ轍を踏んでしまうのではないのでしょうか。

このような、暗澹たる状況だからこそ、それを知った者は（我々も含めて）

声を上げるべき責任があり、また人権の最後の砦である裁判所が、その大きな役割を発揮するときではないでしょうか。

今や、再エネが飛躍的に伸びており、経産省もそれを押し進めています。電力も十分足りており、原発の稼働の必要性は全くありません。今や何も躊躇をする状況にはないのです。原発事故から10年の節目の年に、裁判所には大いなる勇気を持って審理・判断をして頂きたいと思います。

以上